

あなたの声^①が町をつくる！

町の広聴制度をご紹介します。

「広聴」

という言葉をご存じですか。初めて耳にするという方もいるのではないのでしょうか。広聴とは「国・県・市町村など行政事務を行う機関が、広く住民の意見や要望を聞くこと」です。

町では、皆さんからの意見や要望を町政に反映させるため、さまざまな広聴事業を実施し、町民の皆さんが参加できる町政運営を展開しています。



広報と広聴

広報は、主に町から皆さんに情報などを発信することをいいますが、逆に、町が皆さんから意見、要望等の情報をいろいろな方法で収集することを広聴といいます。今回は、町が実施している主な広聴活動について、昨年度行った「2016町民広報広聴調査」の結果と併せて紹介します。

町長へのEメール

町公式ホームページ内に「町長へのEメール」コーナーがあります。必要事項を入力し、送信してください。入力した内容は暗号化されて送信されますので、ご安心ください。町長が直接拝読し、回答します。

パブリック・コメント手続

町が基本的な施策（町の総合的な計画や基本的な方針）などを策定する際に、その案と関連資料を公表します。これらに対して提出された町民の皆さんの意見を考慮して町が意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する一連の手続きです。

町長への手紙

役場庁舎1階のロビーと男衾・用土両連絡所に「町長への手紙ボックス」を設置し、所定の用紙が備え付けてあります。必要事項を記入し、ボックスに投函してください。町長が直接拝読し、回答します。

町長へのファックス

役場庁舎1階のロビーに所定の用紙が備え付けてあります。必要事項を記入し、専用ファックス（番号581・4974）へ送信してください。所定の用紙を使用しない場合は、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・送信年月日を明記してください。町長が直接拝読し、回答します。

陳情・請願

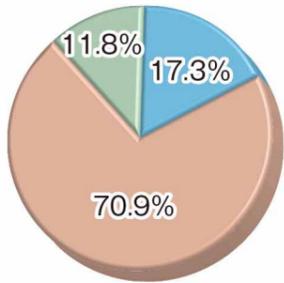
個人、団体、関係者等から町長宛てに書面で寄せられるご意見やご要望を「陳情書」、「要望書」等として受け付けています。お寄せいただいた内容は、関係各課に送付し、処理に当たっています。

見ます・聴きます・話します！

訪問事業

町民本位の行政を実現する手法として、町内でさまざまな活動をされている団体や企業等を訪問し、生の声を聞かせていただくことで、その声を町政に生かしていくため「見ます・聴きます・話します」訪問事業を行っています。平成27年度から始めた事業で、28年度は6回の訪問事業を行いました。町長が直接訪問し、意見交換等を行うことにより、普段は聞くことができないご意見をいただくことができ、また、各種団体と交流を深めることができ、貴重な時間となっています。今年度も引き続き、町内のさまざまな団体等を訪問させていただきます。今回は、直近2回の訪問事業の様子をご紹介します。

Q. 訪問事業を知っていますか？



広く皆さんに知っていただくため、本誌等で実施状況をお知らせしていきます。

3月30日 健康体操クラブひまわり

平成28年度最後の訪問事業として、健康体操クラブひまわりを訪問させていただきました。健康体操クラブひまわりは、毎週中央公民館で活動している社会教育関係団体です。当日は、生涯学習まつりの演目や普段の活動を見学後、町長も参加し、ストレッチ体操などを体験しました。意見交換では会場の和室に車座となり、終始和やかな雰囲気でお話の皆さんと交流することができ、貴重な時間となりました。



3月7日 寄居中学校ラグビー部

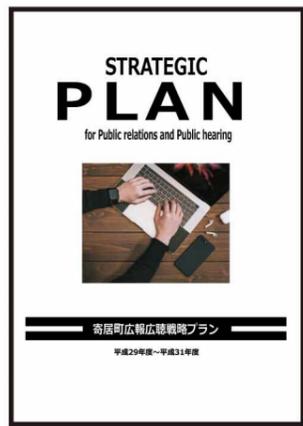


平成28年度5回目となる訪問事業として、寄居中学校を訪れ、ラグビー部の皆さんの練習を見学させていただきました。その後、意見交換などを行いました。寄居中学校は、東日本中学校ラグビーフットボール大会に3年連続で出場を果たすなど、県内でも屈指のラグビー強豪校です。当日は、引退した3年生も一緒に参加し、久しぶりに部員全員が顔をそろえる中での訪問事業となりました。中学生の視点から、さまざまな貴重な意見を聞くことができました。

広報広聴戦略プランの策定

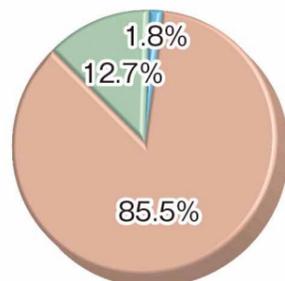
これまでの広報活動は、情報を提供する「お知らせ型広報」が中心でしたが、町民の皆さんの関心を高め、まちづくりへの参画意識向上につなげるためには、情報をキャッチボールする「対話型広報」へ転換することが必要となります。

また、広聴活動については、調査結果からも分かるように認知度が高くないことから、意見や提言を待つだけでなく、積極的に町民の声を獲得することが不可欠となります。このため、町では「寄居町広報広聴戦略プラン」を策定し、職員一人一人の意識改革に努めていきます。また、広報活動と広聴活動は一つのサイクルと捉え、双方向のコミュニケーションがとれるツールとして活用を幅を広げ、行政運営の一助となるよう運用していきます。皆さんの建設的な意見をお待ちしています。



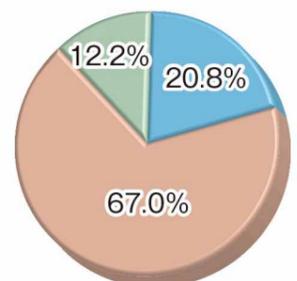
問い合わせ／総務課（581・2121 内線313）へ。

Q. 町の広聴制度を利用したことがありますか？



広く皆さんに利用していただけるよう、今後、「広聴を広報する」ことが重要となります。

Q. 町の広聴制度を知っていますか？



「広聴制度」の認知度が低く、広く町民の皆さんに、積極的にPRする必要があります。